

ご安全に！

鳥取労働局

豪雨による災害復旧工事は、二次災害の防止や住民のライフラインを確保するために早期に進める必要があります。

安全衛生管理体制を確立した上で、機械・設備の安全、作業方法の安全、有資格者の配置、健康管理という安全衛生管理の基本事項の確実な履行をお願いします。

少しでも危険のおそれがある場合は、早めに作業を中断し安全な場所への退避や立ち入り禁止の措置を講じてください。

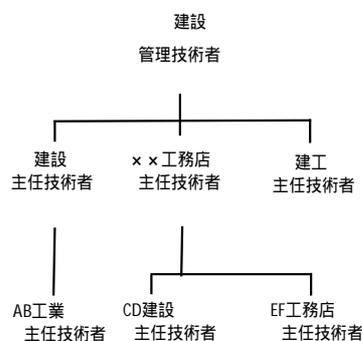
工事を開始する前に、まず、これを確認！

- ✓ 請負契約はなされていますか。契約はトラブルを防ぐために書面で行いましょう。
- ✓ 現場の安全な工事計画はできていますか。発注者と計画について協議しましょう。
- ✓ 施工体系図や緊急連絡体制は出来上がっていますか。店社で整備しておきましょう。
- ✓ 建設機械のリース等は現場の規模に応じたものを適切に調達するようにし、現場において安全を確保するために必要な経費については執行を可能とする権限を与えましょう。
- ✓ 元方事業者は協力会社やその作業員に対して法令に違反しないよう指導し、違反している時は是正のための指示を行う必要があります。

【指導・指示の例】

- | | |
|---------------------------|-------------------|
| ・就業制限業務 | 有資格者であるか |
| ・特別教育 | 特別教育修了者であるか |
| ・作業主任者 | 必要な作業に適正に配置されているか |
| ・作業指揮者 | 〃 |
| ・監視人又は誘導者 | 〃 |
| ・持込機械の安全基準確保及び法定点検（検査）の実施 | |
| ・健康診断及び特殊健康診断の実施状況 | |

施工体系図



下の項目をチェックして職場の熱中症予防に努めましょう！

- 暑さ指数（WBGT値）の低減に努めていますか？
- 熱への順化期間を設けていますか？
- 自覚症状の有無にかかわらず水分・塩分を摂っていますか？
- 透過性・通気性の良い服を着ていますか？
- 睡眠不足・体調不良ではありませんか？

熱中症とは、高温多湿な環境下において、体内の水分及び塩分のバランスが崩れたり、体内の調整機能が破綻するなどして発症する障害の総称で、めまい、こむらがり等の症状や重症では**死に至る**こともあります。

★ 異常を認めたときは、すぐに救急車を呼びましょう。



危険な場所での作業は危険の防止措置を行いましょう！

どのような場所か

- 1 土砂等が崩壊するおそれのある場所
 - ・地山が崩壊するおそれのある場所
 - ・土石が落下するおそれのある場所
- 2 土石流が発生するおそれのある場所

土石流危険渓流の確認方法



鳥取県のホームページから
 ↓
 テーマ別索引(地図から探す)
 ↓
 鳥取Webマップ「防災情報」
 ↓
 利用上の注意に「同意」
 ↓
 地図から探す(市町村を選択)
 ↓
 土石流危険渓流にチェック
 ↓
 ←水色が土石流危険渓流



- 3 機械等が転倒するおそれのある場所



- 4 充電電路に接近し、感電のおそれのある場所

- 5 埋設物、擁壁、コンクリートブロック塀等が崩壊するおそれのある場所

- 6 明り掘削で土砂等が崩壊するおそれのある場所

- 7 明り掘削により露出したガス管が損壊するおそれのある場所

どのような対策をするのか

安衛則:労働安全衛生規則

安衛則第534条

- 擁壁・土止め支保工を設ける
- 地山を安全な勾配にする
- 落下のおそれのある土石を取り除く
- 雨水・地下水を排除する

- 土石流危険渓流(河川)の確認(左記参照)
- 上流及び周囲の状況調査と結果の記録(安衛則第575条の9)
- 雨量の把握等の災害防止規程の策定(安衛則第575条の10)
- 降雨量の把握と記録(安衛則第575条の11)
- 降雨時の監視人の配置等の措置(安衛則第575条の12)
- 退避の実施(安衛則第575条の13)

- 路肩の崩壊防止、地盤の不同沈下防止、必要な幅員の確保(安衛則第157条第1項)
- 誘導員の配置(安衛則第157条第2項)

- 充電電路の移設(安衛則第349条第1号)
- 感電防止の囲い(安衛則第349条第2号)
- 充電電路に絶縁用防護具の装着(安衛則第349条第3号)
- 監視人の配置(安衛則第349条第4号)

- 補強、移設する(安衛則第362条第1項)

安衛則第361条

- あらかじめ擁壁・土止め支保工を設ける
- 防護網を張る
- 労働者の立ち入り禁止の措置

- 防護(つり防護、受け防護)、移設する(安衛則第362条第2項)
- 作業指揮者の配置(安衛則第362条第3項)